

安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業

町名町界等変更業務委託特記仕様書

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、安城市（以下「発注者」という。）が発注する安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業町名町界等変更業務委託（以下「本業務」という。）について適用する。

2 本業務の受注者は、本仕様書のほか、次の関係法規を遵守し業務を進めなければならない。

- (1) 都市計画法
- (2) 土地区画整理法
- (3) 愛知県建設局発行設計業務共通仕様書
- (4) 安城市契約規則
- (5) その他関係法規

3 本業務は、契約書、設計図書、関係規定及び本仕様書に基づいて実施するものとする。

(主任技術者)

第2条 受注者は、本業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。

2 主任技術者は、契約書に基づき、本業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。

3 主任技術者は、土地区画整理士の資格を所有し、本業務の実施に当たり技術上の管理を行うために必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

(提出書類)

第3条 受注者は、本業務に着手し、又は本業務を完了するときは、発注者の契約定款に定めるもののほか、次の書類を提出し承認を受けるものとする。承認された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 現場代理人及び主任技術者選任届（経歴付記）
- (2) 工程表
- (3) 業務実施計画書
- (4) 完了届及び納品書
- (5) その他必要書類

(打合せ等)

第4条 受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容について、その都度記録し相互に確認するものとする。

2 本業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、発注者と受注者は打合せを行うものとし、その結果について、その都度記録し相互に確認するものとする。

(資料等の貸与及び返還)

第5条 発注者は、本業務の実施のために必要な図書その他の関係資料等を受注者に貸与するものとする。

2 受注者は、本業務の実施のために前項の関係資料等を必要としなくなったときは、直ちに当該資料等を発注者に返還しなければならない。

(関係官公庁その他への手続等)

第6条 受注者は、本業務を実施するため関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに処理するものとする。

2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けたときは、延滞なく、その旨を発注者に報告し協議するものとする。

(契約不適合)

第7条 受注者は、第11条の完了検査後であっても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が判明したときは、速やかに修正、補足その他の必要な措置を講じなければならない。

(疑義)

第8条 受注者は、本業務の実施に当たり疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上行うものとする。

第2章 業務内容

(業務目的)

第9条 本業務は、安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業の換地設計成果に基づき、権利調査補正、町名町界変更に関する資料の作成を行うことにより、当該事業の円滑な施行を図ることを目的とする。

(業務内容)

第10条 本業務の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 権利調査補正

管轄法務局において、地区内の土地登記簿事項要約書の申請及び受領を行い、要約書と土地データとの照合及び公図照合、原図修正、分筆・所有権移転等の異動修正を行うものとする。

(2) 町名町界等変更

市議会上程のための理由書、設定調書等の資料作成、街区図を基に新町字界と旧字界を色分けで表示した新旧対照図作成、別図1(旧町字界及び名称)別図2(新町字界及び名称)作成、県届出書資料作成を行うものとする

第 3 章 検 査

(完了検査等)

第 1 1 条 受注者は、本業務が完了したときは、次条に定める成果品及び業務完了届を発注者に提出し、その完了検査を受けなければならない。

2 発注者は、必要と認めるときは、本事業が完了する前に中間検査を実施することができる。

3 受注者は、前 2 項の中間検査及び完了検査に際しては、成果品その他の関係資料等を整え、原則として、主任技術者を検査に立ち合わせなければならない。

第 4 章 納 入 成 果 品

(成果品)

第 1 2 条 受注者が発注者に納入するべき成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------------|----|
| (1) 土地権利変更調書 | 一式 |
| (2) 要約書及び公図 | 一式 |
| (3) 修正区域図 | 一式 |
| (4) 市議会上程資料 | 一式 |
| (5) 新旧対照図 (S = 1/1000 又は S = 1/500) | 一式 |
| (6) 別図 1 及び別図 2 (A 4 マイラー原図) | 一式 |
| (7) 県届出書 | 一式 |

2 前項の成果品の納入場所は、安城市都市整備部区画整理課とする。

3 発注者は、本業務が完了する前に、第 1 項の成果品の部分提出を受注者に求めることができる。